

草津市と立命館大学とのサービスラーニングに関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と立命館大学（以下「乙」という。）は、サービスラーニングの拡充とそのための環境整備が草津市域における地域振興と立命館大学の教育の発展にとって重要であるとの認識に立ち、草津市を中心とした地域において双方の教育と人材育成の充実・発展に寄与するため、甲乙間において平成15年11月6日に締結した「草津市と立命館大学との連携協力に関する協定書」および平成21年6月9日に締結した「立命館大学と草津市の新たな教育研究連携に関する覚書」に基づき、以下のとおり個別協定を締結する。

なお、サービスラーニングとは体験型学習のひとつであり、「社会・地域貢献活動」を通して、乙の学生の学びや成長を増進するよう、意識的に設計される教授法・学習法である。

（目的）

第1条 甲と乙は、甲の行政機関または甲を中心とした地域において相互に連携協力して、サービスラーニングを実施するとともに、サービスラーニングを支援するための環境整備をおこなうことにより、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（草津市の役割）

第2条 甲は、乙がサービスラーニングを実施するにあたり、多様な学習機会の提供を行うとともに、乙と市民や団体などが対等なパートナーシップのもと連携できるよう関係調整、サービスラーニング拠点形成などへの支援を行う。

（立命館大学の役割）

第3条 乙は、サービスラーニングの実施にあたって担当教員を配置し、サービスラーニングの教育プログラムとしての内容、乙の学生の選考と成績評価について責任を持つ。乙は、甲の設置する「草津未来研究所」がサービスラーニングのプラットフォームとなるよう、その運営に協力する。

（活動内容等）

第4条 個別活動の内容、期間および条件などについては、活動関係者の協議によって決定する。その他、活動について必要な事項については、乙の学生を受け入れる組織・拠点の代表者と乙との合意により、事前に決定し、個別の覚書を締結する。

（方法、経費等）

第5条 サービスラーニングの実施に要する経費負担は、甲乙協議のうえ、別途定める。
2 乙の教員の派遣や甲の施設・設備等の利用については、甲乙の業務に支障のない限りにおいて相互に便宜を図る。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期限満了日の30日前までに、甲または乙のいずれからも書面により変更等の申し入れがないときは、同一条件にて1年間延長され、その後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他必要な事項については、甲乙協議のうえ、別途定める。
2 本協定に定めのない事項や解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、問題解決を図る。

本協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙が記名押印の上、各一通を保有する。

平成21年6月9日

甲：滋賀県草津市草津三丁目13番30号 乙：京都府京都市中京区西ノ京朱雀町1番地
草津市 立命館大学
市長 学長

橋川 涉



川口清史



